

# 男女共同参画おかやプランVI

(2020年度～2024年度)



令和元年度 男女共同参画社会づくりポスターコンクール  
小学生の部 最優秀賞 小井川小学校6年 宮内 晴さん

長野県岡谷市



## “ 認め合い ともに輝く 岡谷 ” の実現に向けて



少子高齢化の進展や人口減少による様々な場面の担い手不足、仕事と子育て・介護の両立、また、ライフスタイルや価値観の多様化など、私たちを取り巻く社会情勢が大きく変化するなか、誰もが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、活気ある豊かなまちを目指すための社会の土台づくりとなるものと考えております。

本市では、平成6年に「岡谷市女性行動計画」を策定以降、平成14年には、男女共同参画施策を推進する市民団体として「岡谷市男女共同参画推進市民会議」（現在は、「岡谷市男女共同参画推進市民の会 “パートナーシップおかや”」）が設立され、平成16年4月「岡谷市男女共同参画条例」を制定し、平成27年に策定した「男女共同参画おかやプランV」まで、四半世紀にわたり市民の皆様と協働による男女共同参画社会の実現にむけて各種の事業を展開してまいりました。

国においては、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる「女性活躍推進法\*」が成立し、社会のなかで、女性の活躍がより一層期待される状況となっています。

このたび策定いたしました「男女共同参画おかやプランVI」は、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、前計画を承継するとともに、今後さらに総合的、計画的に施策・事業を行うため、条例の基本理念に基づき、また、「女性活躍推進法」への対応などを踏まえ、社会情勢に即した取り組みを推進することとしております。

誰もが世代や性別を超え、人権を尊重し、いきいきと心豊かに暮らす男女共同参画社会\*の実現に向けて、今後も市民の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画を策定するにあたり、ご尽力を賜りました岡谷市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様と関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

岡谷市長 今井 竜 五

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 男女共同参画おかやプランVの検証	3

## 第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念とめざす姿	7
2 基本目標	8
3 施策の体系	9

## 第3章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	10
施策1-1 意識改革のための広報・啓発活動の推進	13
施策1-2 男女共同参画の教育・学習の推進	14
施策1-3 国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり	15
基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	16
【岡谷市女性活躍推進計画】	
施策2-1 意思決定過程への女性の参画	19
施策2-2 働く場における男女共同参画の推進	20
施策2-3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	22
施策2-4 地域社会における男女共同参画の推進	24
基本目標3 安全で安心して暮らせる環境づくり	25
施策3-1 あらゆる暴力の予防及び根絶	28
【岡谷市DV防止基本計画】	
施策3-2 生涯を通じた健康支援	30
施策3-3 安心して暮らせる環境整備	32
施策3-4 女性の視点を反映した防災・減災力の向上	34

## 第4章 計画の推進

1 計画の進行管理	35
2 計画の推進体制	36
3 市民のみなさんへ	38

## 資料編

1	計画の策定経過	
	・経過一覧表	40
	・諮問、答申	41
	岡谷市男女共同参画審議会に対する市長の諮問と	
	岡谷市男女共同参画審議会から市長に対する答申	
	・市民等の意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見	43
	・名簿	44
	岡谷市男女共同参画審議会委員	
	岡谷市男女共同参画推進協議会委員・幹事・専門部員	
2	関係条例	
	・岡谷市男女共同参画条例	46
3	男女共同参画に関する国内外の動き	50
4	男女共同参画に関する現状（データ一覧）	56
5	用語解説	57



# 第 1 章

## 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の性格と位置づけ
3. 計画の期間
4. 男女共同参画おかやプランVの検証



# 第 1 章

## 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

岡谷市では、平成6年（1994年）に「岡谷市女性行動計画」を策定して以来、平成27年（2015年）に策定した「第5次岡谷市男女共同参画計画」（以下、「男女共同参画おかやプランV」という。）まで四半世紀にわたり、国際社会の動向やそれを踏まえた国や県の動きと連動して、女性施策、男女共同参画施策を推進してきました。

こうした中、少子高齢化の急速な進展による生産年齢人口減少社会の中において、活力あるまちを持続していくためには、男女が共に支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することがますます重要となっています。

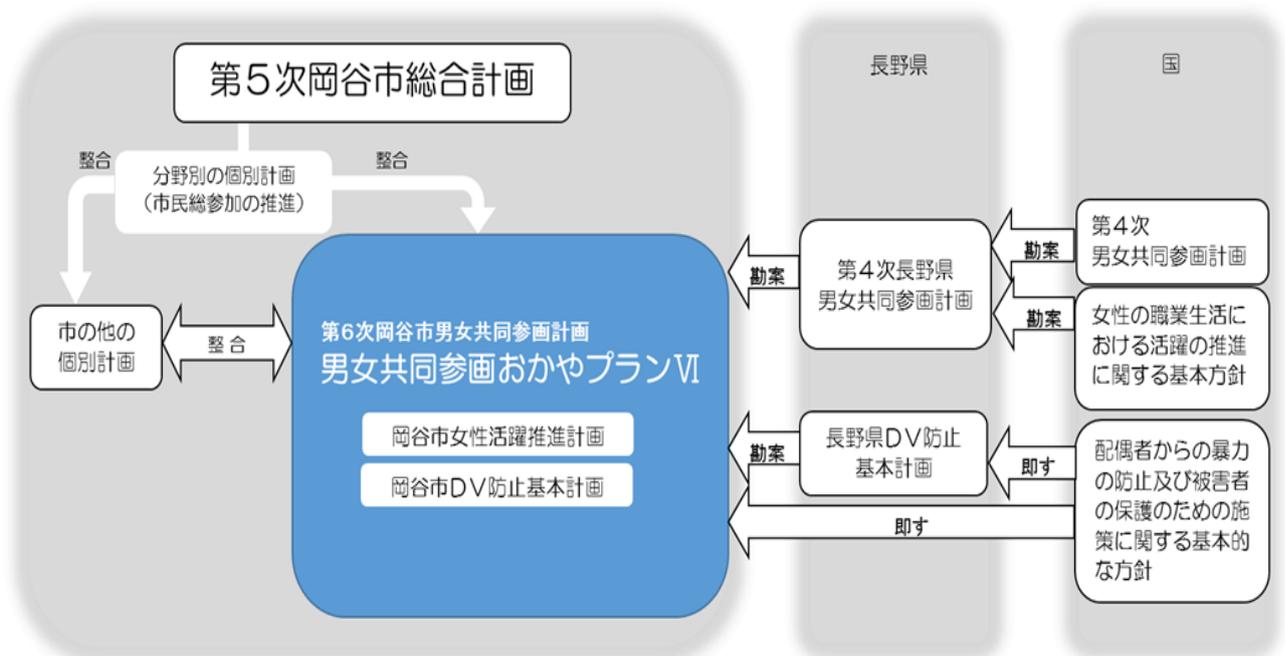
また、平成27年9月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が施行されるなど、女性の活躍に向けた取り組みを推進していくことが求められています。

さらに、近年配偶者等からの暴力、加えて子どもへの虐待が重なった、悲惨な事案が増えてきている状況にあるため、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に取り組むことも必要となっています。

令和元年度（2019年度）をもって現計画の期間が終了することに伴い、これまでの成果や課題、国・県の動向、社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するための「第6次岡谷市男女共同参画計画」（以下「男女共同参画おかやプランVI」という。）を策定します。

## 2. 計画の性格と位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法\*」第14条第3項及び「岡谷市男女共同参画条例（以下、条例という。）」第10条に基づく、男女共同参画の推進に関する「市町村行動計画」と位置づけます。
- (2) この計画は、市政の総合的な行政運営の指針である「第5次岡谷市総合計画」の施策分野（市民総参加の推進）における個別計画と位置づけるとともに、誰一人取り残さない包摂的な社会の実現に向けての「持続可能な開発目標（SDGs）\*」の要素を最大限に反映しており、本計画を推進することがこの目標達成につながるものとしています。
- (3) この計画は「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」となる【岡谷市女性活躍推進計画】と位置づけます。
- (4) この計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法\*」という。）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」となる【岡谷市DV防止基本計画】と位置づけます。
- (5) この計画は全市的に男女共同参画社会づくりを推進するため、市民、事業者、教育関係者等と行政が一体となって、協働するための指針と位置づけます。



### 3. 計画の期間

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とします。

なお、計画期間中において、社会経済情勢の変化などにより新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 4. 男女共同参画おかやプランVの検証

前計画の「男女共同参画おかやプランV」では、めざす姿を「男女がともに人権を尊重し認め合いながら、喜びも責任も分かち合い、自らの意思によって、家庭・地域・職場・学校などさまざまな分野に対等な立場で参画し、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮しながらいきいきと生活している」とし、このような「男女共同参画社会」の実現のため、市民・事業者・教育関係者等のみなさんと一緒に、各種施策を推進してきました。

平成30年度には、計画に掲げた基本目標に関わる12施策、60項目の事業を実施し、市民の男女共同参画意識の醸成に努めてきました。

計画の検証に当たり、平成29年度に「働く場における男女の意識調査」(以下「働く場の意識調査」という。)及び平成30年度には「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)を実施しました。

調査結果から、

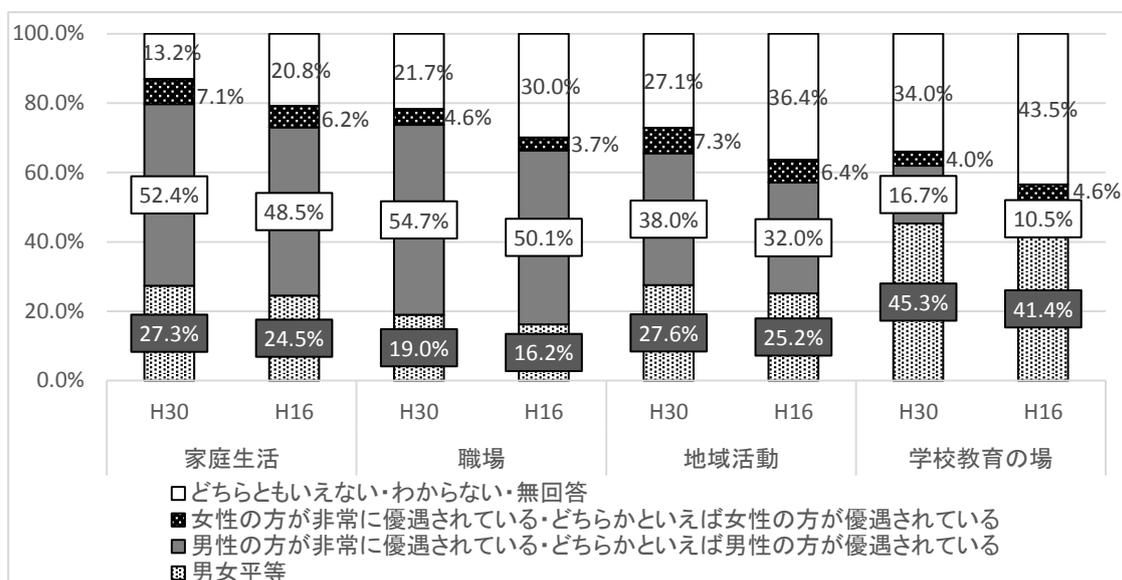
#### ○男女平等と思う人の割合については……

前回調査時点(平成25年度)より「平等と思う人」の割合が伸びてきています。「家庭生活」では2.8ポイント、「職場」では2.8ポイント、「地域活動」では2.4ポイント、「学校教育の場」では3.9ポイント伸びています。【4頁 図1-4-1】

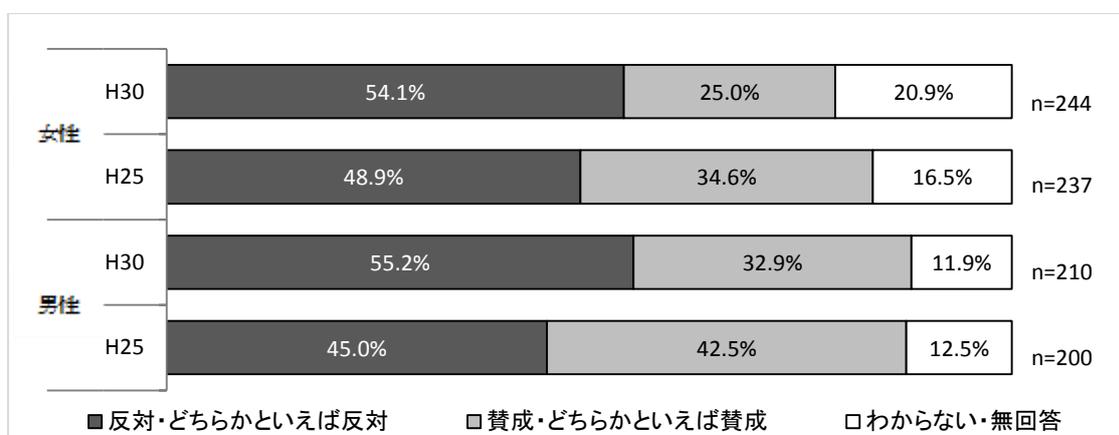
しかし、「学校教育の場」以外の分野では、「男性優遇」と感じている割合が高くなっています。【4頁 図1-4-1】

また、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識\*も依然として残っています。前回調査時点(平成25年度)より、「反対・どちらかといえば反対」とする人の割合は、女性で5.2ポイント、男性で10.2ポイント増えていますが、一方で、女性の25.0%、男性の32.9%の人は、「賛成・どちらかといえば賛成」としています。【4頁 図1-4-2】

【図1-4-1 男女の地位が平等と思う人の割合】



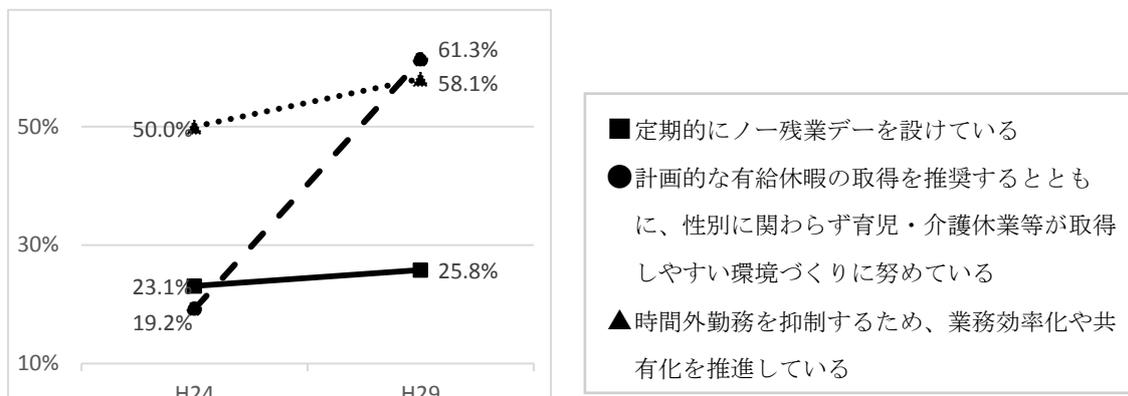
【図1-4-2 「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担に対する考え方】



○事業所における従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス\*）の実現では……

実現に向けた取り組みが進んでおり、有給休暇や各種休業等を取得しやすい環境づくりに努める事業所の割合が前回から大幅に増加しているほか、業務の効率化や共有化、ノー残業デーの設定などにより時間外勤務の抑制に取り組む事業所も多くなっていますが、一方では取り組みが遅れている事業所も存在しています。【5頁 図1-4-3】

【図1-4-3 従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み】



○あらゆる暴力の根絶では……

市民意識調査（平成30年度）では、DV\*（ドメスティック・バイオレンス）の被害経験について、「自分が経験した」との回答する人が男女ともに約5%あります。

DV被害は、近年深刻な社会問題となっており、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるため、こうした状況に的確に対応する必要があります。【26頁 図3-3-1】

○計画の基本目標ごとに掲げた数値目標では……

概ね増加してきているものの、目標値には達していない状況にあります。

【6頁 表】

このため、今後とも引き続き「男女共同参画おかやプランV」を承継していくとともに、男女共同参画の意識づくりを重点に、「働きやすい環境の整備」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「あらゆる暴力の根絶」など、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

「男女共同参画プランVI」では、これらを重点的に取り上げ、施策展開のなかに反映させていくこととします。

## ◆ 目標の達成状況

### 【基本目標 1 女性の活躍促進】

指標名	策定時の現状	現 状	策定時との比較	目 標
審議会等における女性委員の登用率	30.8% 〔平成26年4月1日〕	32.7% 〔平成31年4月1日〕	➡	40.0% 〔平成31年4月1日〕
「学校教育の場」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	41.4% 〔平成25年度 市民意識調査〕	45.3% 〔平成30年度 市民意識調査〕	➡	50.0% 〔平成30年度 市民意識調査〕

### 【基本目標 2 仕事と家庭を両立できる環境の整備】

指標名	策定時の現状	現 状	策定時との比較	目 標
「男女雇用機会均等法*」の認知度	56.1% 〔平成25年度 市民意識調査〕	58.0% 〔平成30年度 市民意識調査〕	➡	65.0% 〔平成30年度 市民意識調査〕
「職場」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	16.2% 〔平成25年度 市民意識調査〕	19.0% 〔平成30年度 市民意識調査〕	➡	30.0% 〔平成30年度 市民意識調査〕
ファミリー・サポート・センター*の登録会員数と利用回数	登録会員数 537人 利用回数 341回 〔平成26年3月31日〕	登録会員数 264人 利用回数 90回 〔平成30年3月31日〕	➡	登録会員数 680人 利用回数 400回 〔平成31年3月31日〕

### 【基本目標 3 地域での男女共同参画の推進】

指標名	策定時の現状	現 状	策定時との比較	目 標
「男女共同参画社会」という用語の認知度	37.5% 〔平成25年度 市民意識調査〕	43.6% 〔平成30年度 市民意識調査〕	➡	60.0% 〔平成30年度 市民意識調査〕
「慣習やしきたり等」男女の地位が平等になっていると思う人の割合	8.5% 〔平成25年度 市民意識調査〕	7.9% 〔平成30年度 市民意識調査〕	➡	20.0% 〔平成30年度 市民意識調査〕
「地域活動」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	25.2% 〔平成25年度 市民意識調査〕	27.6% 〔平成30年度 市民意識調査〕	➡	30.0% 〔平成30年度 市民意識調査〕
地域で開催する「出張フォーラム」などへの参加者数	453人 〔平成26年3月31日〕	675人 〔平成30年3月31日〕	➡	700人 〔平成31年3月31日〕

### 【基本目標 4 安心して暮らせる環境の整備】

指標名	策定時の現状	現 状	策定時との比較	目 標
「DV防止法*」の認知度	42.1% 〔平成25年度 市民意識調査〕	33.2% 〔平成30年度 市民意識調査〕	➡	50.0% 〔平成30年度 市民意識調査〕

# 第2章

## 計画の基本的な考え方

1. 基本理念とめざす姿
2. 基本目標
3. 施策の体系



## 第 2 章

## 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念とめざす姿

本計画では、「条例」に定める基本理念に基づき、お互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわることなく、誰もが能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現をめざします。

※条例の基本理念を分かりやすく示しています。

#### ■男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取り扱いを受けることなく、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重される社会をめざします。

#### ■社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等にとらわれず、誰もが多様な生き方を選択できるよう、社会における制度や慣行のあり方を考えます。

#### ■政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市の政策立案や民間団体等の方針決定に共同参画するための条件整備を促進します。

#### ■家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が互いに協力し、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たすとともに、仕事、学習、地域活動などの家庭生活以外での活動を行うことができる環境づくりを促進します。

#### ■国際的協調

他の国々や国際機関等の動向を注視し、国際社会と協調した取り組みを行います。

## 2. 基本目標

本計画では、「条例」に定める5つの基本理念を踏まえ、3つの基本目標を掲げて施策を展開していきます。

### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

市民一人ひとりの男女共同参画の視点に立った意識改革のため、性別による固定的な役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画について正しく理解するための広報・啓発や教育・学習の推進を図り、さまざまな活動を通じて、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを進めます。

### 基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

男女の働き方改革やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境づくりを支援するとともに、誰もが多様性\*に富んだ活力ある社会を持続するため、あらゆる分野において、性別にとらわれることなく、男女がともにその個性と能力を発揮し、活躍できる社会づくりをめざします。

### 基本目標3 安全で安心して暮らせる環境づくり

DV、性暴力や各種ハラスメント\*などあらゆる暴力の予防と根絶のほか、生涯を通じた心身の健康づくり支援や男女共同参画の視点での防災・減災体制づくりなどを行い、多様性を認め合いながら、誰もが安心して暮らせる環境づくりをめざします。

### 3. 施策の体系

基本目標	施策	施策の内容
1. 男女共同参画 社会の実現に 向けた意識づ くり	(1) 意識改革のための広報・啓発活動の推進	男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた意識啓発
	(2) 男女共同参画の教育・学習の推進	男女共同参画の視点*に立った教育の充実 家庭・地域・職場における男女共同参画の学習機会の提供
	(3) 国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり	情報収集及び提供 国際感覚の醸成
2. あらゆる分野 において男女 がともに活躍 できる社会づ くり  (岡谷市女性活躍 推進計画)	(1) 意思決定過程への女性の参画	女性のエンパワーメント*支援 審議会などへの女性の積極的参画 事業所における方針決定の場への女性の参画促進
	(2) 働く場における男女共同参画の推進	女性の創業・就労支援 女性が活躍するための環境整備
	(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	ワーク・ライフ・バランスのための意識改革 ワーク・ライフ・バランスのための支援
	(4) 地域社会における男女共同参画の推進	地域活動における女性の参画促進
3. 安全で安心し て暮らせる環 境づくり	(1) あらゆる暴力の予防及び根絶  (岡谷市DV防止基本計画)	DV・ストーカー*などへの対策の推進 各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進 若年層に対する予防啓発の推進
	(2) 生涯を通じた健康支援	ライフステージ*に応じた健康の包括的支援* 妊娠・出産・育児に関する支援の充実
	(3) 安心して暮らせる環境整備	ひとり親家庭の支援の充実 性の多様性の理解と尊重 高齢者・障がい者の社会参画支援 各種相談体制の充実
	(4) 女性の視点を反映した防災・減災力向上	防災・減災活動における男女共同参画の推進



# 第 3 章

## 計画の内容

- 基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
- 基本目標 2 あらゆる分野において  
男女がともに活躍できる社会づくり  
【岡谷市女性活躍推進計画】
- 基本目標 3 安全で安心して暮らせる環境づくり



## 基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

### 【現状と課題】

男女共同参画の意識は、徐々に浸透しており、「男は仕事、女は家庭」という性別で役割を固定する意識、いわゆる性別による固定的な役割分担意識も解消に向かっています。

しかし、市民意識調査の結果では、男女の地位の平等感について、「男性が優遇されている」と回答した人の割合が増加しており、男女の不平等感は強くなっています。

今後も男女共同参画の視点に立った意識改革のための取り組みを進める必要があります。

性別による固定的な役割分担意識や不平等感は、個人の可能性や生き方の選択を制限し、自分らしくいきいきと生活することを妨げる原因となります。特に固定的な性別役割分担意識は、女性ばかりではなく、男性を仕事という役割のみに固定することにつながり、男性が家庭生活、地域生活へ参画し心豊かに生活を送ることを妨げ、男性の生き方の幅を狭める一因ともなっています。

そのため、すべての人がジェンダーの視点\*に基づき、不平等感を解消することが大切です。また、性別にかかわらず、お互いを認め合い、多様な選択ができるよう、家庭・学校・職場・地域などにおいて男女共同参画に関する教育・学習を進めることが極めて重要です。

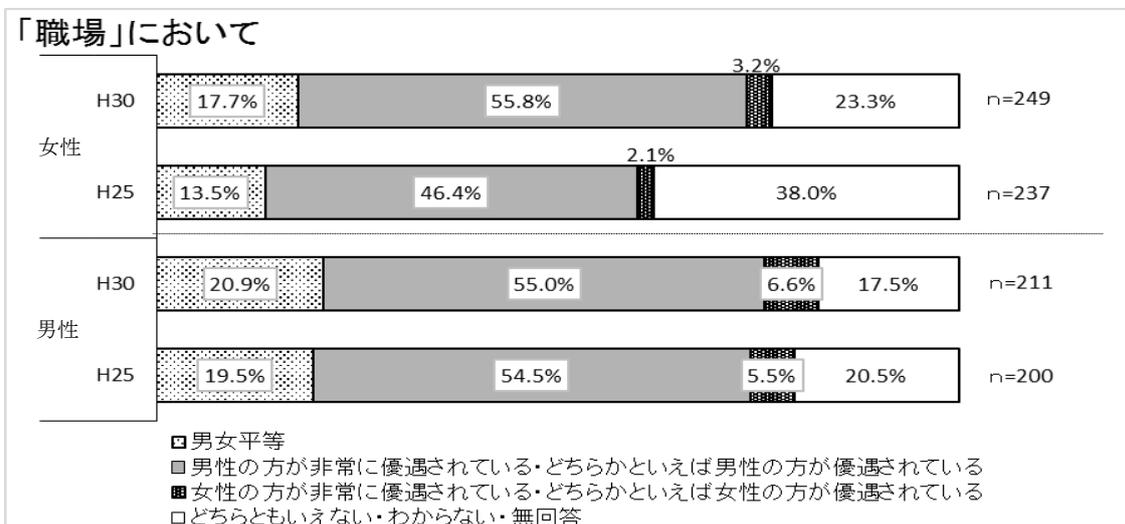
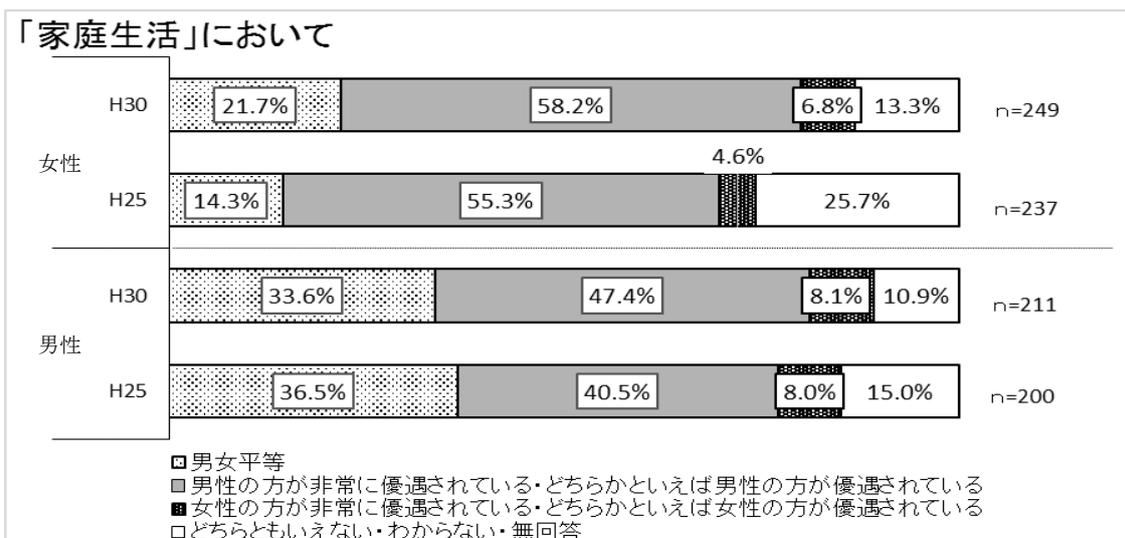
なかでも生涯を通して個人の人権を尊重し、個性を認め合う男女平等を推進する教育や、それぞれの個性と可能性に適した進路の選択ができるキャリア教育\*が必要です。

さらに、男女共同参画意識の浸透が不十分な分野に対しては、市民に対する男女共同参画の意識づくりのための広報・啓発活動を、より一層推進する必要があります。

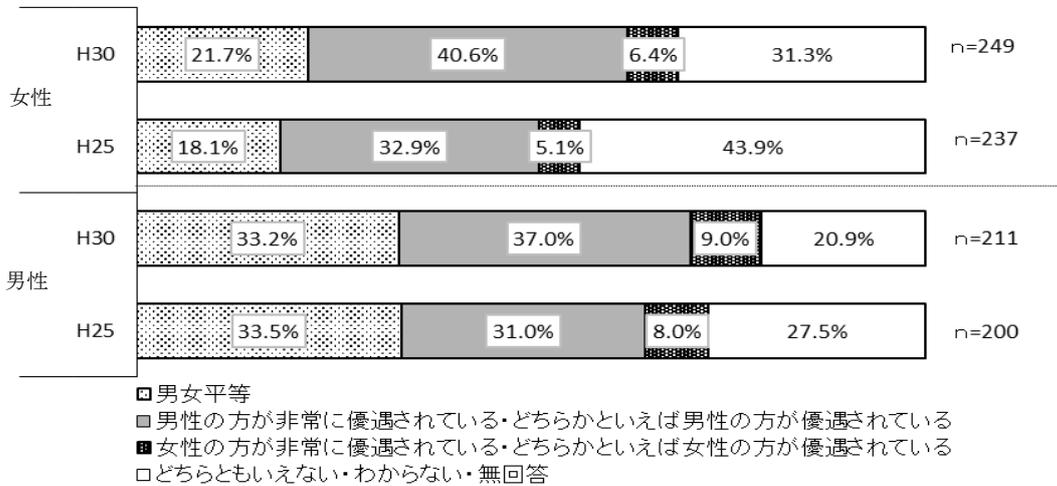
【図3-1-1 男女の地位が“平等”と思う人の割合（前回調査時との比較）】

「家庭生活」「職場」「地域活動」においては、女性にくらべ、男性の方が平等と  
思っている人の割合が多くなっている。また、前回調査時点と比べ、「家庭生活」  
「地域活動」では、女性で平等と思う人の割合が増えているが、男性はわずかに減って  
いる。

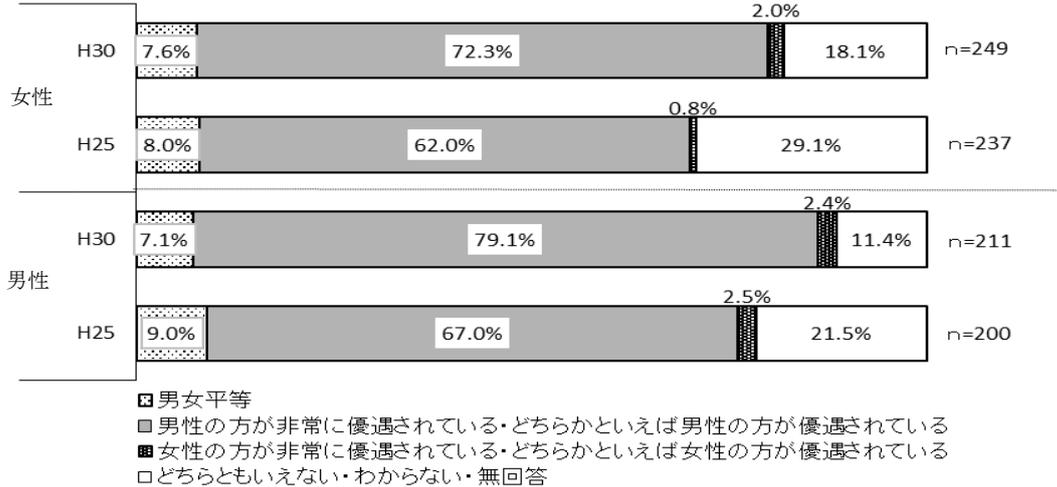
「社会通念・慣習・しきたり」では、男女ともに70%以上の人が男性優遇と思っている。



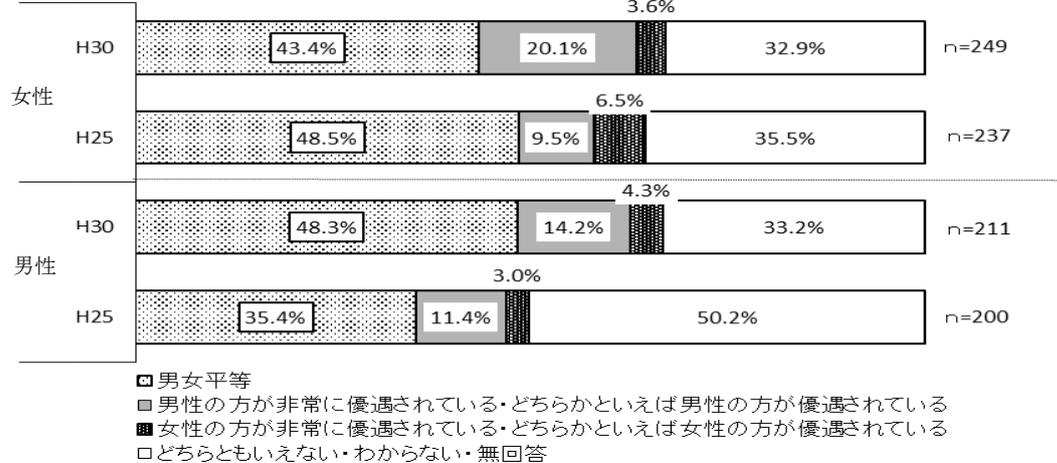
### 「地域活動」において



### 「社会通念・慣習・しきたり」において



### 「学校教育の場」において



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成30年度）

## 【施策 1 - 1】 意識改革のための広報・啓発活動の推進

市民が男女共同参画の意義や必要性について正しく理解できるよう、男女共同参画の意識づくりのための広報・啓発を推進します。

男女共同参画社会の実現を阻害している慣習などは、性別による固定的な役割分担意識により形成されています。

ジェンダーの視点に基づいて、あらゆる機会や多様な媒体を通じた広報・啓発活動を積極的に展開し、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて市民の意識改革を図ります。

### 施策の内容 ①男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
1	男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	男女共同参画への関心と理解を深めるため、広報・ホームページ等による情報発信や、イベントの開催を通じた啓発活動を行う。	企画課

### 施策の内容 ②性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた意識啓発

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
2	性別による固定的な役割分担意識の解消のための意識啓発	家庭・学校・職場・地域などへ、学習機会の提供を行い、男女共同参画の推進を阻害する慣習や慣行の解消を図る。	企画課 工業振興課 商業観光課 農林水産課 教育総務課 生涯学習課

### 【男女共同参画週間\* 展示・ミニアンケート・・・イルフプラザ中央通路】



## 【施策1-2】 男女共同参画の教育・学習の推進

学校などの教育の場においては、個性を認め、男女が互いに思いやることができるよう発達段階に応じた男女平等を推進する教育を実践します。

また、子どもの生きる力や、進路を主体的に選択し決定できる力を伸ばすとともに、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない学習や、進路指導が行われるようキャリア教育を推進します。

このほか、家庭・学校・事業所・地域などと連携をとりながら、男女共同参画の意識づくりのための教育・学習を支援します。

### 施策の内容 ①男女共同参画の視点に立った教育の充実

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
3	教職員・保育士に対する意識啓発	男女共同参画・男女平等の視点に立った学習機会を提供し意識啓発を図る。	教育総務課 子ども課
4	多様な選択を可能にする教育の推進	基本的人権の尊重や男女共同参画の意義などに関する授業に積極的に取り組むとともに、児童生徒が性別による固定的な役割分担意識にとらわれないキャリア教育・進路指導を実践する。	教育総務課

### 施策の内容 ②家庭・地域・職場における男女共同参画の学習機会の提供

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
5	事業所などが主催する講座、研修会などの男女共同参画推進活動の支援	事業所・学校・団体などが主催する講座・研修会に講師（アドバイザーなど）を派遣するなど、学習活動を支援する。	企画課 生涯学習課
6	男女共同参画に関する資料・情報などの収集と活用	市民・団体に対し、男女共同参画・男女平等などの推進のため、情報提供などを行う。	企画課

### 【施策1-3】 国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みには、国際的な動向を踏まえることも重要です。

国際的な流れや動きなどに関する情報や学習機会を提供し、男女共同参画の理念の浸透を図ります。

また、男女共同参画の視点に立った国際交流などによる多文化理解を深める機会の提供や在住・滞在外国人などに配慮した支援体制を構築します。

#### 施策の内容 ①情報収集及び提供

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
7	国際的な情報の提供	男女共同参画に関する国際連合の動きや先進国の状況などを収集し、広報やホームページなどで情報を提供する。	企画課

#### 施策の内容 ②国際感覚の醸成

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
8	多文化理解と交流の推進	保育園、学校、地域などで市民と外国人とのふれあいやさまざまな文化を体験する機会を提供し、多文化への理解と認識を深めることを推進する。 また、国や県、国際交流団体などが実施する交流に対し協力・支援を行う。	企画課 子ども課 教育総務課 生涯学習課
9	在住・滞在外国人に対する人権の配慮	在住・滞在外国人の不安や悩みを解消するため、人権に配慮しながら、暮らしに関する情報を提供するとともに各種相談に適切に対応する。	企画課

## 基本目標2 あらゆる分野において 男女がともに活躍できる社会づくり

### 【岡谷市女性活躍推進計画】

#### 【現状と課題】

性別を問わず、一人ひとりが生きがいを持って社会で活躍するためには、平等な就労の機会を確保することが必要です。

国では、これまで就労に関する男女間の格差を解消するため「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」\*の改正などに取り組んできました。

しかし、賃金、職種、雇用形態、管理職などへの登用などの面で、働く女性を取り巻く就業環境は、まだ多くの課題を抱えています。

このような中、平成27年8月には「女性活躍推進法」が施行され、女性の就業継続を支援し、経済的な自立を促進するとともに、男女の働き方の見直しなど、仕事と家庭の両立を推進する必要があります。

一方、人口減少、少子高齢化、核家族の増加や地域社会の人間関係の希薄化などにより、子育てや介護をめぐる問題は深刻化しています。

働く場の意識調査による事業所回答では、約8割の事業所が介護休業制度を就業規則等により整備していますが、実際に取得している人がほとんどいない状況にあり、介護を理由に離職する従業員の存在もうかがえます。

また、育児休業制度も約9割の事業所が整備しているものの、育児休業中の女性従業員がいる事業所は約5割にとどまり、男性従業員が取得している事業所はほとんどない状況から、「子育てや介護は女性の仕事」といった性別による固定的な役割分担意識はまだまだ根強く、女性の子育てや介護に対する負担が重くなっている状態です。

仕事を続ける意思がありながら、出産・子育て・介護が障壁となり、仕事を続けられない女性が少なくないのが現状です。

子育てなどのために一時的に職を離れた女性の再就職に向けた支援が必要です。

そうした中でも、結婚をしても仕事を継続する女性も増え、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増えており、国は、婚姻等で姓に変更があった場合でも、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくなるよう、平成31年4月に「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」を公布(令和元年11月施行)し、旧姓をマイナンバーカード等に併記して、公証することで、旧姓を就職活動や職場等での身分証明に資することができるものとしています。

本市においても、住民票、マイナンバーカードのほか印鑑証明にも併記を可能としています。

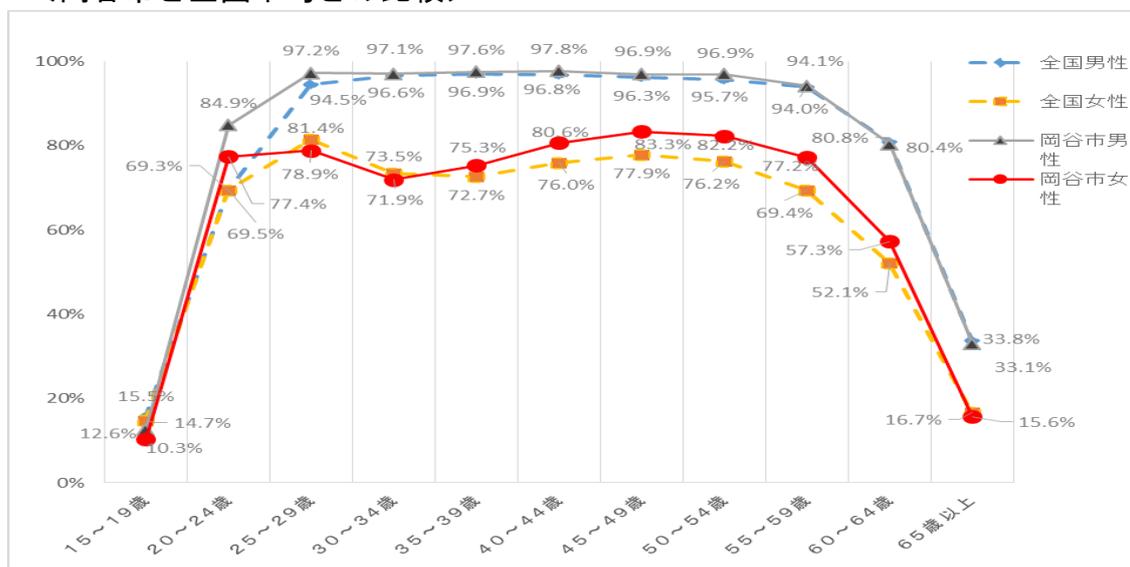
また、事業所に向けては、女性の活躍を支援する法や制度の遵守・活用に向けた啓発を行い、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の視点に立った働き方・生活の見直しを行うことが重要です。

### 【図3-2-1 年齢階層別労働力率\*】

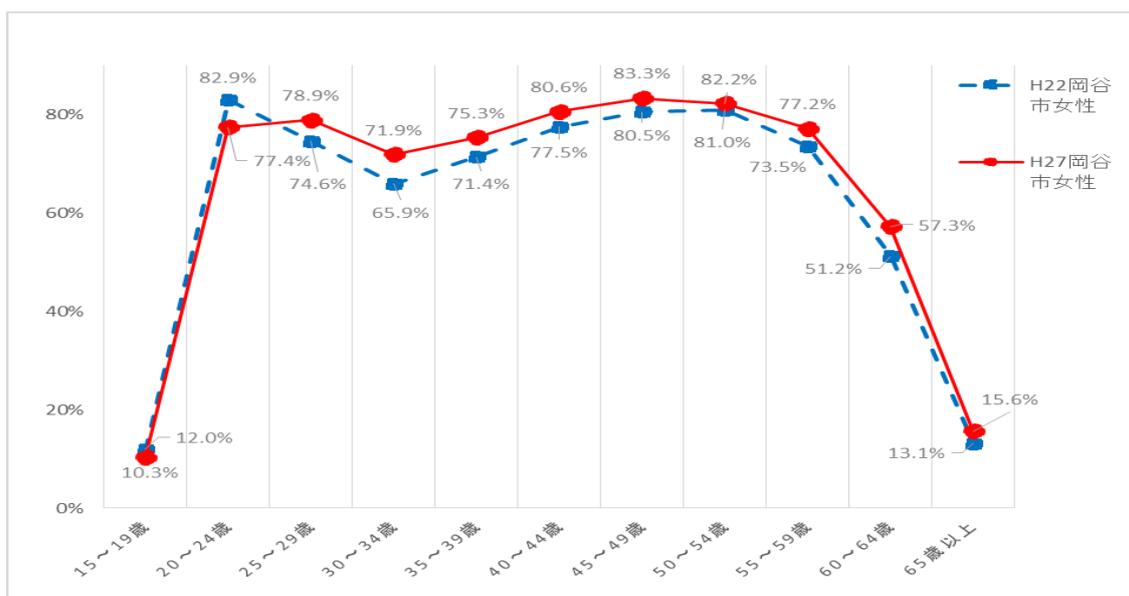
結婚・育児期にある年齢層の女性の労働力が低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブ\*が描かれています。

前回調査に比べ、M字カーブは解消されつつあり、緩やかになってきています。

#### <岡谷市と全国平均との比較>



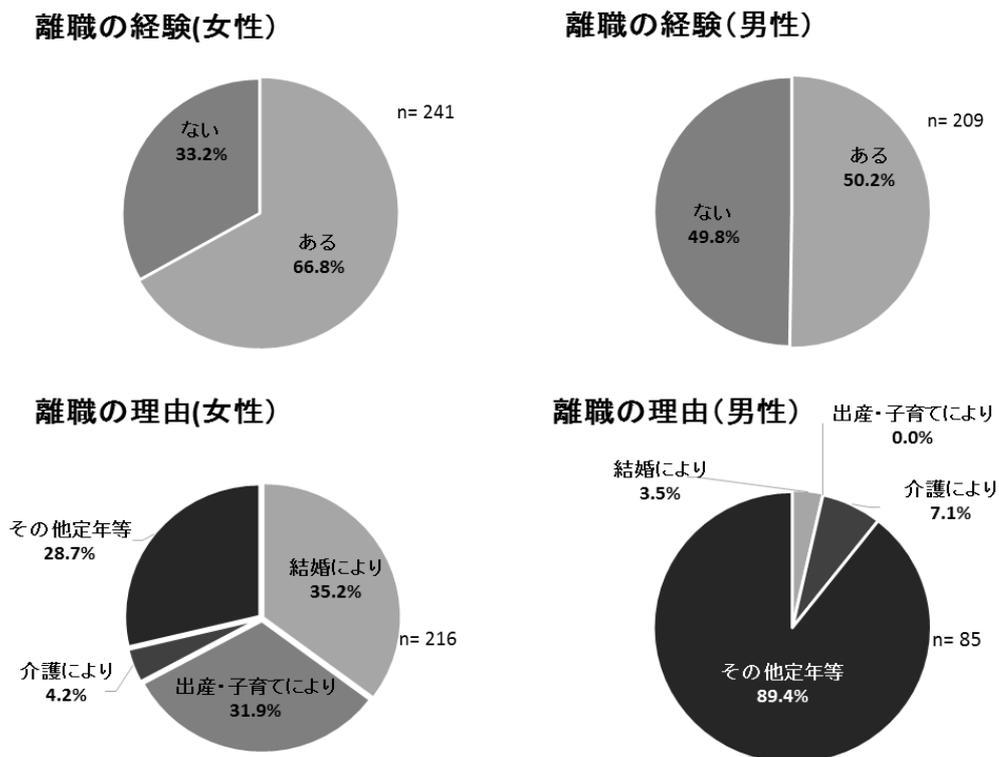
#### <岡谷市女性の前回調査時との比較>



資料：平成 22 年・平成 27 年国勢調査結果を基に作成

### 【図3-2-2 離職の経験・理由】

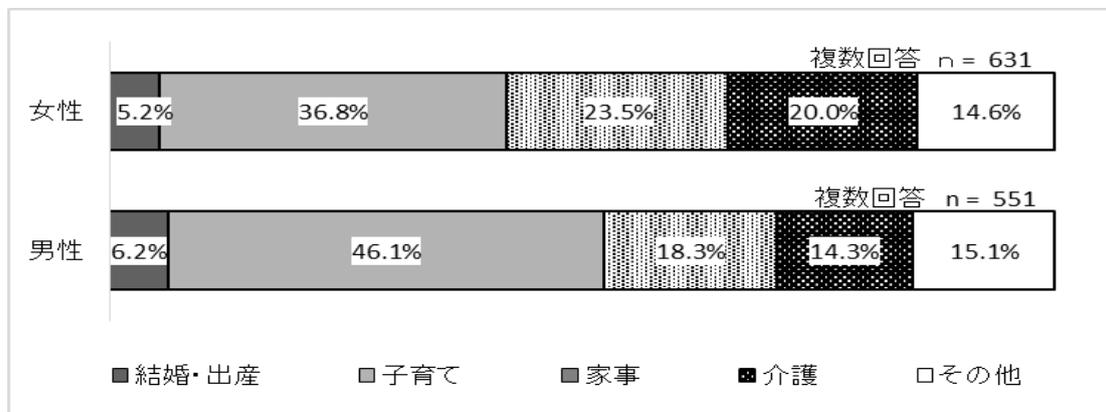
離職経験のある人は、男性より女性の方が多い状況にあり、その理由も男性は定年等によるものがほとんどで、女性は結婚・出産・子育て・介護によるものが多くなっています。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成30年度）

### 【図3-2-3 女性が働き続けるために支障になると思うこと】

男性と女性に違いがあり、女性は、家事、介護が大変であると思っている人が多い。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成30年度）

## 【施策2-1】 意思決定過程への女性の参画

政策・方針決定の場へ女性の参画を促進するために、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習、しきたりを見直します。

また、女性に対する意識改革や能力開発、人材育成など、女性のエンパワーメントを支援します。

市の審議会や委員会などへの女性の積極的参画、女性の職域拡大や管理職などへの登用を促進する民間企業の取り組みなどへの支援を行います。

### 施策の内容 ①女性のエンパワーメント支援

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
10	女性のエンパワーメント支援	政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、性別による固定的な役割分担意識の解消、女性の意識改革及び能力向上セミナー、講座などを開催する。	企画課

### 施策の内容 ②審議会などへの女性の積極的参画

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
11	審議会などへの女性の積極的参画の促進	「岡谷市審議会等の設置及び運営に関する指針」において、女性を積極的に委員に登用することを規定しており、今後も政策・方針決定の場への女性の積極的な参画を促進する。	全課

### 施策の内容 ③事業所における方針決定の場への女性の参画促進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
12	事業所のポジティブアクション*(男女格差の積極的是正措置)の取り組み推進	男女格差の是正のため、事業所に対し、セミナーの開催や事業所における学習会などへの専門家の派遣などを行う。	企画課 工業振興課 商業観光課 農林水産課

## 【施策2-2】 働く場における男女共同参画の推進

働く場において、女性はその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のための環境整備や、女性の就労・キャリアアップ支援\*などに努めます。

また、女性に限らず、働く人がいきいきと安心して働き続けることができる労働環境の整備のための情報提供や、周知・啓発を行います。

特に家族経営の事業所などにおいては、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりがちです。

経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても、魅力的でやりがいのあるものにするためには、家族みんなが主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備することが重要です。

女性の就労環境を改善し就業意欲を高める取り組みを推進していく必要があります。

### 施策の内容 ①女性の創業・就労支援

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
13	女性の就労・キャリアアップ支援及び再就職支援	女性の就労やキャリアアップ支援、また、再就職支援セミナーや創業支援セミナーなどの周知・情報提供を行うほか、ジョブカフェ*やハローワークなどと連携により相談窓口の充実を図り、就労支援を行う。	工業振興課 商業観光課
14	女性のチャレンジ活動への支援	県や商工会議所、農業協同組合などと連携して、女性の視点やアイデアを活かした、女性のチャレンジ活動（夢や希望の具現化）や創業を支援する。	工業振興課 商業観光課 農林水産課

**施策の内容** ②女性が活躍するための環境整備

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
15	働きやすい労働環境改善に取り組む事業所の支援や、取り組みに対する認定・表彰の推奨	働く人がいきいきと安心して働き続けることができる労働環境の整備に取り組む企業などを支援する。 また、企業の取り組みに対する認定・表彰など（県が取り組む「社員の子育て応援宣言*企業」、「職場いきいきアドバンスカンパニー認証*企業」など）を推奨し、周知・啓発を行い、市内企業の働きやすい環境整備を促進し、女性の就職機会の創出に努める。	企画課 工業振興課 商業観光課
16	「育児・介護休業法」などの周知・啓発	「育児・介護休業法」や「男女雇用機会均等法」に基づき、介護休業・育児休業を取得できる制度が事業主へ義務付けられることなど、仕事と家庭の両立支援に関することを広く周知・啓発する。	工業振興課 商業観光課
17	非正規労働者の処遇改善のための情報提供	長野県労働局など関係機関と連携し、パートタイム労働者*、派遣労働者*の就労環境改善のための情報を事業所に提供し、周知・啓発に努める。	工業振興課 商業観光課



・・・働きやすい労働環境改善に取り組む市内企業の状況・・・



☆県が認証する企業

「社員の子育て応援宣言企業」・・・・・・・・・・・・ 29社

「職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業」・・・・・・ 1社

☆厚生労働省が認定する企業

「くるみん認定\*企業」・・・・・・・・・・・・・・ 1社

令和元年 12月末現在

## 【施策2-3】

### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女が対等なパートナーとして、性別による固定的な役割分担意識を解消し、家庭の責任は男女がともに担うという意識をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの推進のための気運づくりを家庭・地域・職場などで推進します。

男性の仕事中心や長時間労働を前提とした働き方では、家事・育児・介護などへの参画が難しい状況であることから、就労環境の改善や働き方の見直しにより、男性の家庭生活や地域活動への参加を促進し、仕事と家庭生活・地域活動との両立についての学習の機会と情報の提供を進めます。

また、女性が働き続けられるように、「子ども・子育て支援法\*」や「育児・介護休業法」の趣旨に基づき、育児・介護休業制度の利用を促進し、地域ぐるみの子育て・介護支援など社会全体で取り組む環境づくりと、子育て支援や介護サービスの充実を図ります。

#### 施策の内容

#### ①ワーク・ライフ・バランスのための意識改革

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
18	市民・事業所への周知・啓発活動の推進	ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて、市民・事業所に対する情報提供、セミナーやイベントの開催を通じた学習機会の提供を行い周知・啓発を図る。	企画課 工業振興課 商業観光課
19	男性の家事・育児・介護などへの参画促進	性別による固定的な役割分担意識を解消し、男性の家庭生活への参画・自立を促進するため、家事・育児・介護など家庭生活中で役立つセミナーやイベントを開催するなど、学習機会を提供する。	企画課 介護福祉課 子ども課 健康推進課 生涯学習課

**施策の内容** ②ワーク・ライフ・バランスのための支援

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
20	仕事と子育ての両立支援の充実	働き方の多様化に伴い、保育サービスや学童クラブなどの子育て支援サービスの充実を図る。 また、子育て支援制度の周知に取り組む。	子ども課 教育総務課
21	仕事と介護の両立支援の充実	介護に関する講座などの開催や相談窓口などの充実を図る。 また、出前講座、各種研修などで介護保険制度についてわかりやすい情報を提供する。	社会福祉課 介護福祉課
22	柔軟で多様な働き方の支援	結婚・出産・子育てなどのライフイベントや生活環境の変化に合わせた多様な働き方（短時間勤務、フレックスタイム*やテレワーク*など）の普及のため、支援策（国、県の事業を含め）を事業所などへ周知、情報提供を行う。	工業振興課 商業観光課 農林水産課

・・・幸せな人生のために「ワーク・ライフ・バランスの実現」・・・

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事、家庭生活、地域活動等のさまざまな活動をバランスよく実現できる状態のことを言います。

この「仕事」と「生活」の好循環は、自分と周囲にとってメリットのある状態と言えます。

★ワーク・ライフ・バランスのメリット★

個人…仕事の効率性、自己啓発や家族との時間の確保、ストレス軽減等

職場…生産性の向上、事業品質の確保、イメージアップ等

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて一人ひとりが意識を持ち、職場でもワーク・ライフ・バランスを推進することで、誰もが充実した生活を送ることにつながります。

## 【施策2-4】 地域社会における男女共同参画の推進

地域の活動などの自主性を十分に尊重し、市と市民が協力し協働のまちづくりを推進するうえで、女性もまちづくりの担い手として地域活動などに積極的に参加し、女性の視点を取り入れた地域活動を展開することは重要です。

地域活動における女性の参画促進には、性別による固定的な役割分担意識や慣習の解消が必要であり、機会を通じて啓発を行います。

### 施策の内容 ①地域活動における女性の参画促進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
23	地域活動における方針決定の場への女性の参画促進	地域における方針決定の場への、女性の参画促進を図るための働きかけを行う。	企画課 秘書広報課
24	男女がともに担う地域活動の促進	地域における、慣習やしきたりによる固定的な性別役割分担意識の解消に関する意識啓発や情報提供を行う。	企画課 秘書広報課

### 【男女共同参画セミナー】



### 【地域づくり懇談会】



## 基本目標 3 安全で安心して暮らせる環境づくり

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の基本にあるのは、男女平等意識に立った男女の人権の尊重です。

しかし、性別による偏見や差別は意識の中だけでなく、無意識の中で、慣習やしきたりなど私たちのまわりに根強く残っています。

性差別意識や性別による固定的な役割分担意識を主な起因とするDVやストーカー行為、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント\*（セクハラ）、マタニティ・ハラスメント\*（マタハラ）などの人権侵害が社会問題となっており、これらの被害者の多くが女性となっています。

市民意識調査において、DVの被害経験について「自分が直接経験したことがある」と回答した人が、約5%ありました。

DV及びセクハラなどが重大な人権侵害であり、犯罪であることを広く市民に周知していく必要があります。

DVは年齢を問わず、若い世代にも起きていることから、子どもたちへの、デートDV\* 防止のための教育を推進することも必要です。

さらに、現代はストレスや生活習慣の乱れにより、男性も女性も心の病や生活習慣病など心身に何らかの不調を訴える人が増えています。

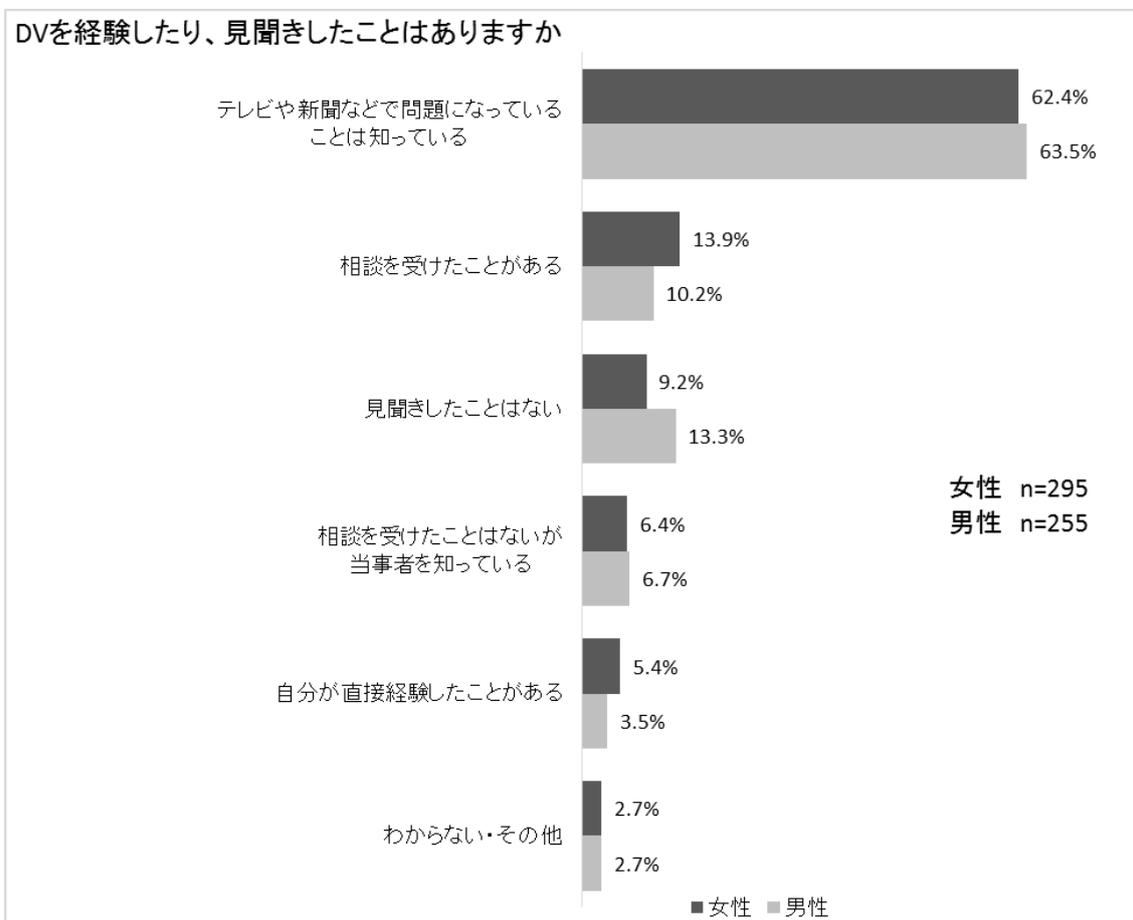
加えて、出産に伴う産後うつが大きな問題と認識されるようになっているほか、高齢化の進行により、認知症や寝たきりになる高齢者も増加していることから、ライフステージに応じた健康づくりに取り組む必要があります。

また、性的指向\* や性自認\* を理由とする偏見や差別をなくし、多様性を認め、理解を深めることが必要です。

近年頻発する地震や風水害などの自然災害から、私たちは日頃からの防災・減災意識を高めるとともに、災害の対応、復興などにおける、男女の考え方やニーズの違いを把握する必要性を学びました。女性の参画促進を図り、男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災体制の確立が必要です。

### 【図3-3-1 DVを受けたり、見聞きした経験】

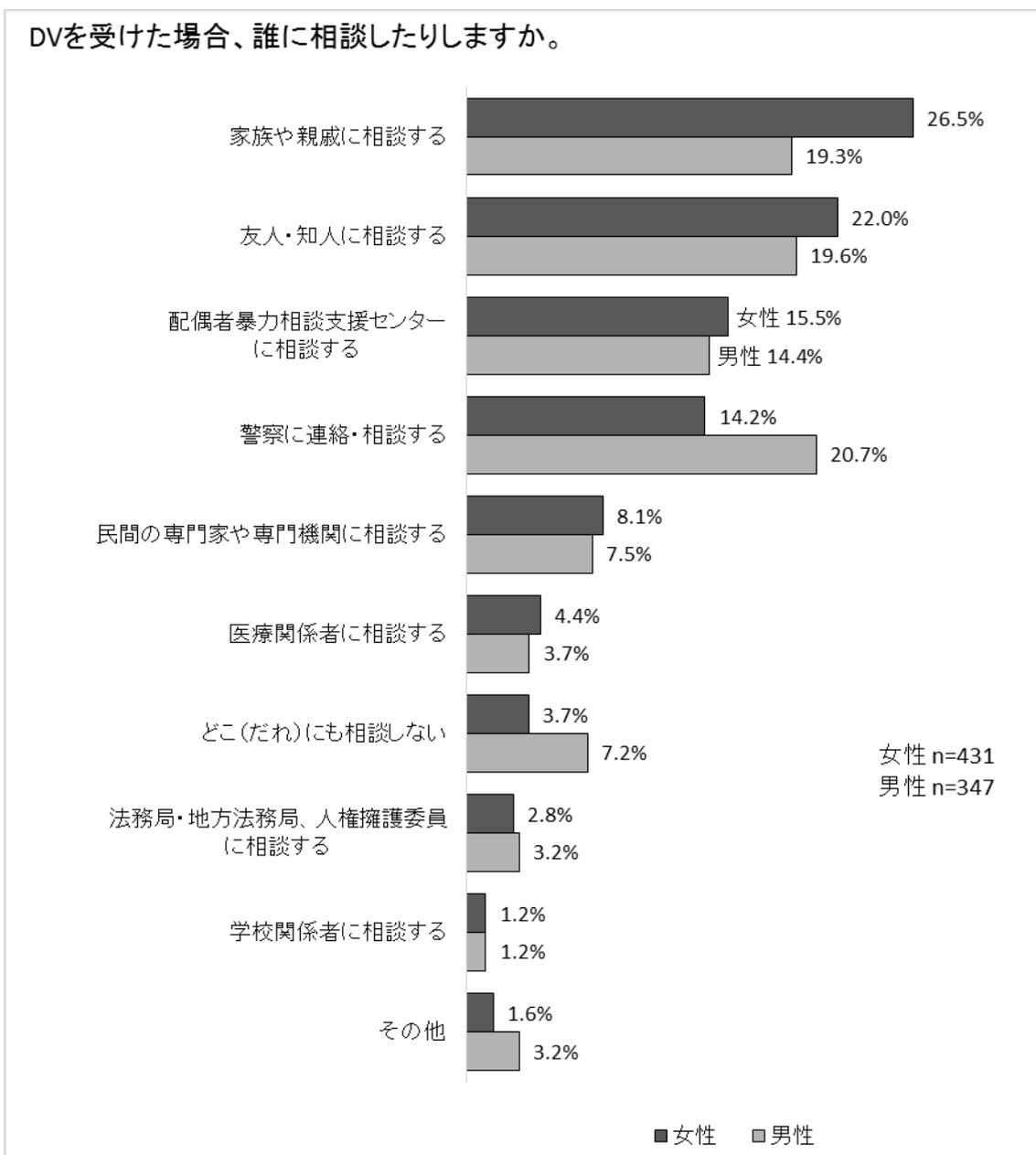
DVを経験したことのある人が、女性で5.4%、男性で3.5%います。また、相談を受けたことがある人は、女性で15%、男性で10.2%います。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成30年度）

### 【図3-3-2 DVを受けた場合の相談先】

家族や友人に相談する人が多くありますが、誰にも相談しないという人も女性で3.7%、男性で7.2%おり、一人で抱えている状況がうかがえます。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成30年度）

## 【施策3-1】 あらゆる暴力の予防及び根絶

### 【岡谷市DV防止基本計画】

DV、ストーカー行為、セクハラ、マタハラなどの暴力を予防し、根絶するために、あらゆる機会を通して、研修や広報・啓発活動を実施します。

学校においては、子どもたちをDVの被害者にも加害者にもさせないよう、デートDV防止のための学習が進むよう支援を図ります。

暴力を受けた被害者は相談することに抵抗を感じる場合が多く、問題が潜在化する傾向にあるため、相談制度の広報周知に努めるとともに、相談機能の充実を図り、関係機関と連携し、迅速な保護及び支援に取り組みます。

#### 施策の内容 ①DV・ストーカーなどへの対策の推進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
25	DV・ストーカーなどに関する正しい知識の普及啓発	DV・ストーカーなどを許さない意識づくりのための、情報提供を行う。 また、学習会などを開催し、知識の普及啓発を図る。	企画課 社会福祉課 介護福祉課 子ども課 教育総務課
26	相談体制の充実	DV・ストーカーなどの相談に対応するため、相談員のスキルの向上を図り、相談機能の充実を図る。 また、被害者への対応を迅速に行うことができるよう、県女性相談・警察・医療機関など関係機関との連携強化を図る。	企画課 社会福祉課 介護福祉課 子ども課 教育総務課

#### 施策の内容 ②各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
27	ハラスメントの防止に向けた広報・啓発活動の推進	セクハラやマタハラなどの各種ハラスメントの防止に向け、事業所などに対し情報提供などを実施する。 また、事業所などの学習会へ講師派遣を行う。	企画課 工業振興課 商業観光課 農林水産課

**施策の内容** ③若年層に対する予防啓発の推進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
28	デートDV防止教育の推進	若年層、特に中高生に対するデートDVに関する学習の機会を提供する。	企画課 教育総務課 生涯学習課
29	性に関する有害環境の改善	有害図書や、有害サイト、動画などの性に関する有害環境の浄化活動を支援する。	生涯学習課

**【女性に対する暴力をなくす運動展示・・・生涯学習活動センター】**



## 【施策3-2】 生涯を通じた健康支援

男女がいきいきと心豊かで充実した人生を送るためには、生涯を通して心身ともに健康であることが望まれます。このためにも、男女がそれぞれの身体の特徴を理解し、互いに思いやりを持つことは重要なことです。

特に女性は、妊娠・出産や女性特有の疾患を経験する可能性があり、女性自身が主体的に自己の健康管理ができるよう、性に関する正しい知識の習得のほか、自分を大切にする行動につなげるために、発達段階に応じた適切な性教育の実施及び充実を図ります。

すべての人が、自分の健康は自分でつくるという自己管理意識を高めるため、健康教育、各種健診、健康相談などを通して病気の予防及び早期発見を推進するとともに、健康的な食生活や運動の習慣を確立し、ライフステージに応じた心とからだの健康づくりを支援します。

### 施策の内容 ①ライフステージに応じた健康の包括的支援

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
30	各種健診事業の充実及び受診率の向上	妊産婦健診、がん検診、特定健診、その他ライフステージに応じた健診体制の充実を図り、健康づくりを推進する。 特に、女性特有の子宮頸がん・乳がん検診について、受診率の向上を図る。	医療保険課 健康推進課
31	健康づくり意識の普及啓発	健康ポイント制度*を通じて、健康づくりの意識啓発を図る。	健康推進課
32	適切な性教育の推進	学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を推進する。 また、妊娠前の健やかな生活習慣や命を大切にするための情報提供を行う。	健康推進課 教育総務課

**施策の内容****②妊娠・出産・育児に関する支援の充実**

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
33	妊産婦に対する健康支援、相談体制の充実	安心して子どもを産み育てることができるよう、妊産婦健診・健康教育・妊産婦訪問指導・相談体制の充実だけでなく、妊産婦への支援プラン作成及び支援体制の構築を図る。 また、ライフステージに応じた女性の健康づくりの情報提供を図る。	健康推進課
34	子育ての包括的支援	両親、特に母親の育児不安を軽減するため、訪問指導、乳幼児健診、育児相談、子育て支援サービスなどを充実させ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。	子ども課 健康推進課 教育総務課

### 【施策3-3】 安心して暮らせる環境整備

ひとり親家庭など、経済的困難に直面する人が自立し、安定した生活を送るための支援を行います。

併せて、性的指向、性自認を理由として困難な状況に置かれている人々についての理解を深めるための啓発活動を推進します。

高齢者・障がい者などが地域社会を支える重要な一員としての社会参画を促すため、地域で支え合い、助け合うことができる地域共生社会、男女共同参画社会づくりを進めます。

このほか、高齢者・児童・障がい者の虐待や差別などの人権侵害に関する悩みや不安に対応する相談窓口を設置し、関係課で連携を図りながら、相談体制の充実を図ります。

#### 施策の内容 ①ひとり親家庭の支援の充実

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
35	ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進、健康保持を図るため、児童扶養手当の支給や医療費助成などの経済的支援を行う。	医療保険課 社会福祉課
36	ひとり親家庭の自立・就労支援	ひとり親家庭の就労を支援するため、関係機関と連携し、必要な知識や資格修得への支援を行う。 また、母子・父子自立支援員により就労などに関する相談等の自立支援を行う。 民生委員・児童委員による見守り活動を実施し、経済的な理由などで孤立する人の把握に努め、必要に応じて行政や関係機関につなぐなど、自立した日常生活を営むための支援を行う。	社会福祉課

**施策の内容** ②性の多様性の理解と尊重

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
37	性的指向、性自認に関する理解を深めるための啓発、学習機会の提供	性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるための啓発や学習機会を提供する。	企画課 健康推進課 教育総務課 生涯学習課

**施策の内容** ③高齢者・障がい者の社会参画支援

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
38	高齢者や障がい者の社会参加の支援	地域社会で高齢者・障がい者がいきいきと生活できるよう、健康支援（介護予防など）、交流の場・就労情報の提供・支援を行う。	社会福祉課 介護福祉課
39	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり	高齢者・障がい者の安全・安心な生活環境の確保、社会的自立及び社会参画を推進するため、各種公共施設や道路、住宅などの整備やバリアフリー化*を推進する。	行政管理課 社会福祉課 介護福祉課 商業観光課 都市計画課

**施策の内容** ④各種相談体制の充実

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
40	人権侵害に関する相談体制の充実	差別や虐待などの人権侵害に関する悩みを持った人を支援するため、関係課で連携を図り、相談体制の充実を図る。	企画課 社会福祉課 介護福祉課 子ども課

### 【施策3-4】 女性の視点を反映した防災・減災力の向上

平成18年7月19日に発生した豪雨災害は、本市にとって過去に経験したことのない災害でした。

この経験を踏まえ、自らの身は自ら守る「自助」、向こう三軒両隣が自発的に助け合う「互助」、自分たちの地域は自分たちで守り地域のみんなでともに支え合う「共助」、そして行政が市民を支援する「公助」の考え方を基本とし、災害に強い地域社会の構築のため、男女共同参画の視点からの地域の自主的な取り組みを推進します。

また、災害時の避難所などで、妊婦や授乳中の女性、乳幼児、高齢者、障がい者等、誰もが安心して共同生活を送るためには、多様な視点を取り入れる必要があり、女性が意思決定の場に参画するなど、リーダーとしての役割を主体的に担うための育成や支援を行います。

#### 施策の内容 ①防災・減災活動における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課
41	女性の防災・減災活動への参画促進	女性の視点を反映した防災・減災活動を行うため、女性の視点からの防災ブックなどの作成、防災訓練への参加を呼びかけます。 消防団や自主防災組織における女性参画の働きかけなどを行う。	危機管理室 消防課
42	多様な視点での防災・減災体制の充実	すべての人が安全で安心して避難できるように区・自主防災組織などによる避難所運営体制の構築、避難所運営に関する学習機会の提供を行う。 また、地域における男女共同参画の視点に立った避難所運営のための支援を行う。	危機管理室



# 第4章

## 計画の推進

1. 計画の進行管理
2. 計画の推進体制
3. 市民のみなさんへ



# 第4章

# 計画の推進

## 1 計画の進行管理

### (1) 取り組みの目標指標の設定

計画をより実効性のあるものとするため、令和6年度（2024年度）を目標年度とする目標指標を設定します。

この計画によってめざす到達点を分かりやすく示しています。

岡谷市男女共同参画審議会において、目標指標の達成状況について定期的に評価・点検を行います。

指標名	計画策定時実績	目標値
<b>基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり</b>		
家庭における男女の地位の平等感について平等と思う人の割合	27.3% (平成30年度市民意識調査)	35.0% (令和5年度市民意識調査)
地域で開催する「出張フォーラム」などへの参加者数	675人 (平成31年3月31日)	700人 (令和6年3月31日)
<b>基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり</b>		
審議会等における女性委員の登用率	32.7% (平成31年3月31日)	40.0% (令和6年3月31日)
職場における男女の地位の平等感について平等と思う人の割合	19.0% (平成30年度市民意識調査)	25.0% (令和5年度市民意識調査)
地域活動における男女の地位の平等感について平等と思う人の割合	27.6% (平成30年度市民意識調査)	35.0% (令和5年度市民意識調査)
ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度(内容まで知っている人の割合)	27.1% (平成30年度市民意識調査)	35.0% (令和5年度市民意識調査)
<b>基本目標3 安全で安心して暮らせる環境づくり</b>		
DVについて誰にも相談できない人の割合	5.0% (平成30年度市民意識調査)	0% (令和5年度市民意識調査)
防災会議の女性委員数	3人 (平成31年3月31日)	5人 (令和6年3月31日)

## **(2) 市民意識調査（市民アンケート）の実施**

「男女共同参画に関する市民意識調査」、「働く場における男女の意識調査」を定期的に実施し、男女共同参画に関する市民の意識と実態、就労に関する男女の意識と実態、行政に対する課題の変化などを把握します。

## **2 計画の推進体制**

さまざまな組織、機関、団体等が連携して、男女共同参画社会の実現をめざします。

### **(1) 岡谷市男女共同参画審議会【市長の諮問機関】**

条例第20条の規定に基づく市長の諮問機関として、男女共同参画に関する基本的かつ重要事項を調査、審議するために設置しています。

審議会では、男女共同参画に関する現状を継続的に調査・把握するとともに、施策の実施状況や目標の達成状況について評価・点検を行い、市長に意見や提言を行います。

### **(2) 岡谷市男女共同参画推進協議会【庁内の推進機関】**

「岡谷市男女共同参画推進協議会設置要綱」第1条の規定に基づき、庁内各課の連携を図り、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進するために設置しています。

協議会を通して男女共同参画施策を担う庁内の関係部門が連携することにより、組織横断的な取り組みを行います。

### **(3) 市民団体**

「岡谷市男女共同参画推進市民の会“パートナーシップおかや”」や各種市民団体との協働により、男女共同参画事業を実施します。

### **(4) 男女共同参画推進団体等連絡会**

平成24年に男女共同参画推進市民の会が主体となり、市民団体、企業、関係機関、関係団体等と行政とのネットワーク化を目的とする組織を立ち上げました。連絡会を通して男女共同参画に関係する機関や団体が連携することにより、より実効的な活動を推進します。

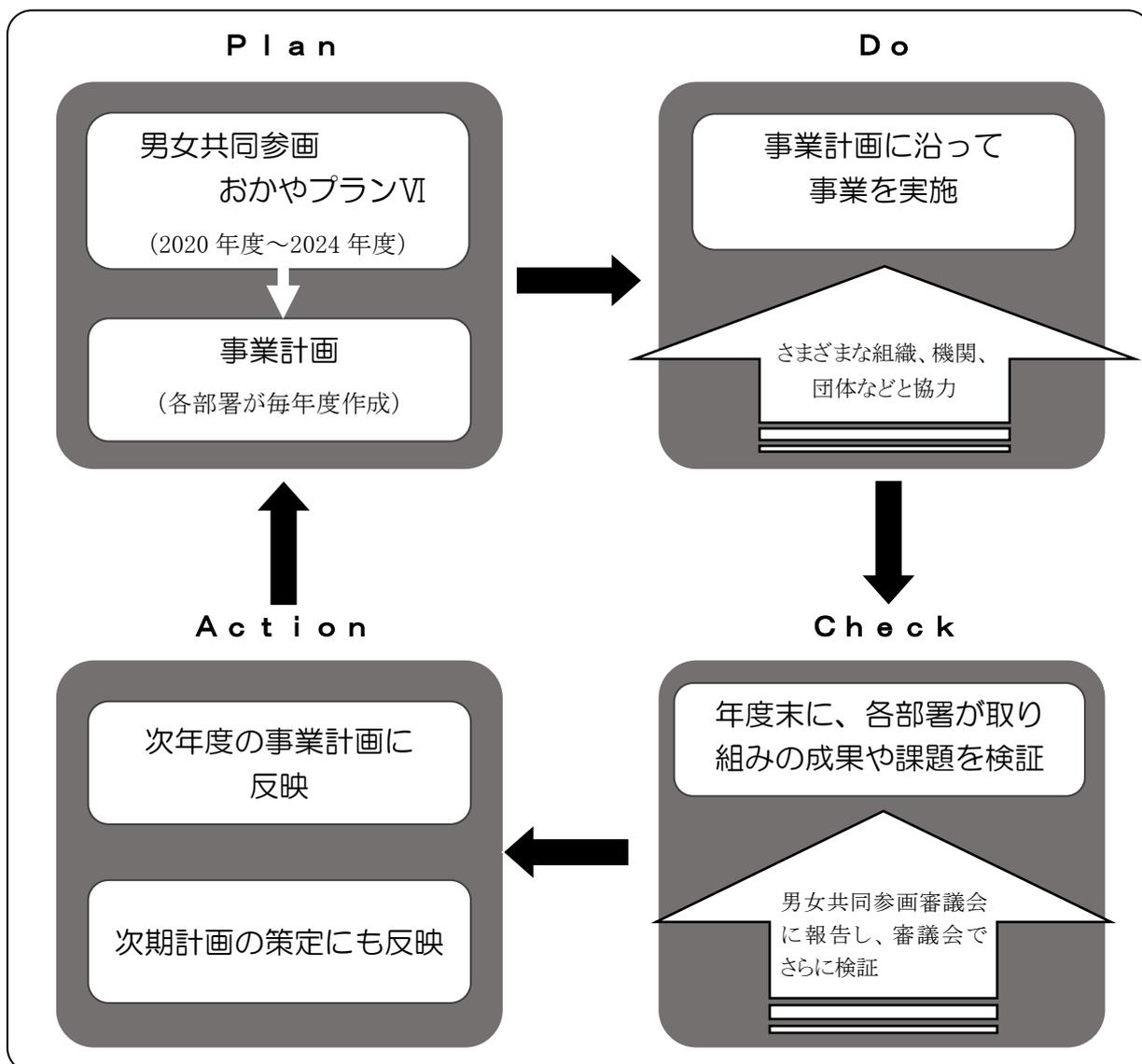
## (5) 市民、事業者、教育関係者

市民、事業者、教育関係者等に男女共同参画に関する学習の機会や情報を提供し、男女共同参画について正しく理解していただくことにより、市民総参加によって男女共同参画社会の実現に取り組みます。

## (6) 国、県、他市町村等の関係機関や関係団体

国、県、他市町村等の関係機関や関係団体との情報交換や相互協力により、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

### ●●● この計画を推進する仕組み ●●●



### 3 市民のみなさんへ

この計画を推進することにより、岡谷市がめざす「男女共同参画社会」を実現するために、市民のみなさんの取り組みが必要です。

それぞれの立場から男女共同参画を推進していきましょう。



#### 基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

##### 【取り組み内容】

- ・市民一人ひとりが人権について関心を持ち、身近な慣習やしきたりなどの中に残る性別による固定的な役割分担について考えましょう
- ・行政などが発信する情報を、男女共同参画の視点でチェックしてみましょう
- ・性別にとらわれず、個性と能力を尊重してお互いに認め合いましょう
- ・男女共同参画に関する学習の場に積極的に参加し、理解を深めましょう
- ・外国人との文化や生活習慣、価値観の違いを理解しましょう
- ・事業所は、男女共同参画に関する研修などを行い、男女共同参画の考え方の必要性を従業員に啓発しましょう
- ・事業所及び団体は、市が実施する男女共同参画に関する事業などに積極的に参加し、協力しましょう

#### 基本目標 2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

##### 【取り組み内容】

- ・市の審議会委員などの公募に、女性も積極的に応募しましょう
- ・性別によらず、意欲のある女性が活躍できる職場環境、地域環境をつくりましょう
- ・家事・育児・介護について家族で話し合い、分担し、協力しましょう
- ・事業所は、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、働く男女の家庭生活などに配慮した就業環境を整備しましょう

## 基本目標3 安全で安心して暮らせる環境づくり

### 【取り組み内容】

- ・どんな行為や言動がDVやストーカー、ハラスメントであるのかについて、知識を深めましょう
- ・お互いの身体的特徴を理解し、認め合い、思いやりをもちましょう
- ・地域社会において、さまざまな困難を抱えている人への理解を深めましょう
- ・町内会、自主防災組織などの地域活動へ積極的に参加し、地域の人とつながりを持ちましょう
- ・事業所は、メンタルヘルスなど従業員の心身の健康づくりを推進しましょう
- ・事業所は、各種ハラスメント等が行われない職場環境づくりに努めましょう

さまざまな生き方を認め、喜びも責任も分かち合い、性別によることなく、誰もが能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現に向けて

みんなで

“認め合い ともに輝く 岡谷”

をめざしましょう